

高松市・塩江町合併協議会
第 6 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 1 2 月 8 日（月）

午前 1 0 時～

場 所：高松市役所 1 3 階大会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 9号	高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更 について-----	1
--------	---	---

(協 議 事 項)

協議第 8号	地方税の取扱い(協定項目第9号)について(第5回会議 提案:継続協議)-----	4
協議第 9号	都市提携(協定項目第24-1号)について-----	11
協議第10号	電算システム事業(協定項目第24-2号)について-----	14
協議第11号	広聴広報事業(協定項目第24-3号)について-----	17

(そ の 他)

	合併に関する国の動向について-----	20
	高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について-----	23

報告第9号

高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について、別紙のとおり報告する。

平成15年12月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

(別紙)

高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

高松市及び塩江町は、高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書（以下「協議書」という。）第４項第２号に規定する協議会の事務に従事する職員の異動に伴い、次のとおり協議して定めたので、協議書第９項の規定に基づき、変更協議書を取り交わす。

記

協議書第４項第２号の表を次のように改める。

「

所属団体	職	氏名
高松市	企画財政部次長	林 昇
	企画財政部企画課 合併推進室長	加藤 昭彦
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐（合併推進担当）	藤川 幸彦
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	池内 保
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	杉上 厚男
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	平尾 和律
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	秋山 浩一
	企画財政部企画課 企画員（合併推進室）	安西 正門
	企画財政部企画課 企画員（合併推進室）	山上 龍二
	企画財政部企画課 企画員（合併推進室）	森田 大介
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	中村 郁夫
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	松崎 充宏
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	佐藤 扶司子
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	諏訪 真史


高松市	企画財政部企画課（合併推進室）	林田 競一
	企画財政部企画課（合併推進室）	黒淵 博美
塩江町	総務企画課主任主事	松本 修治
香川県	政策部自治振興課副主幹	福井 隆

」


この協議の成立を証するため、本書 2 通を作成し、1 市 1 町の長が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

高松市
高松市長

増田 昌三 

塩江町
塩江町長

中井 弘 

協議第 8 号（第 5 回会議提案：継続協議）

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 15 年 11 月 10 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 9 号	地方税の取扱い
<p>地方税は、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、塩江町に係る個人市・町民税、法人市・町民税、軽自動車税、事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 個人市・町民税の均等割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。2 法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。3 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。4 事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。		

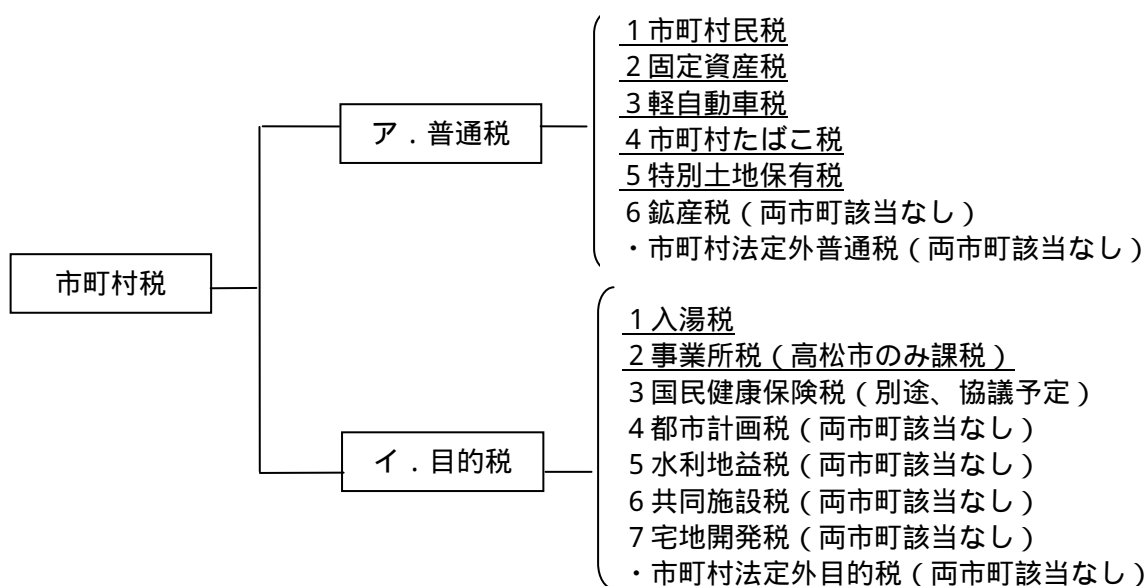
平成 15 年 12 月 8 日 確認

(資料1)

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア. 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が年額2,500円、その他の市町村が年額2,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額 1,000 円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率。

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率。

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率。

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ. 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入場行為に対して課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設 [自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

(資料2)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。

入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

呉市

地方税は、呉市の制度に統一する。

ただし、両市町で税率の異なるものについては、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。

法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。

都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市 11市のうち、地方税の取扱いについて確認した5市で、不均一課税を行った市 5市

不均一課税を確認した5市の当該措置期間 合併年度のみ 1市 / 合併年度+2年度 1市 / 合併年度+5年度 1市 / その他 2市

秋田市

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。
- 2 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り 不均一課税を実施する。
- 3 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り 不均一課税を実施する。
- 4 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り 課税免除を実施する。

長崎市

地方税は、長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市町民税、法人市町民税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人市町民税の均等割については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 不均一課税を実施する。
- 2 法人市町民税の法人税割については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 不均一課税を実施する。
- 3 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 課税免除を実施する。

鹿児島市

地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

注 / 秋田市・岐阜市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 9 号

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 8 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 号	都市提携
<p>高松市の都市提携については、継続する。</p> <p>塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

都市提携(協定項目第24-1号)について

現 況	
高 松 市	塩 江 町
【国外都市との提携】 セント・ピーターズバーグ市(アメリカ) 昭和36年10月5日都市提携(姉妹都市) トゥール市(フランス) 昭和63年6月3日都市提携(姉妹都市) 南昌市(中国) 平成2年9月28日都市提携(友好都市) 【国内都市との提携】 彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携(姉妹城都市) 水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携(親善都市) 矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携(友好都市)	【国外都市との提携】 該当なし 【国内都市との提携】 枚方市(大阪府) 昭和62年2月20日都市提携(友好都市)
先進地域の事例(参考10市)	
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「都市提携」が協議された市 3市	
大船渡市 三陸町の姉妹都市、銀河連邦については、合併後も継続するものとする。	
つくば市 原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荃崎町の姉妹都市交流及び文化・スポーツ交流事業は、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。	
福山市 新市鎮との友好交流と協力関係締結に関する仮協議については、新市町の結論を尊重するものとする。	

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

都市提携（協定項目第24-1号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、都市提携について確認した市 5市

秋田市

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市において交流を継続する。

富山市

姉妹都市及び友好都市については、新市に引き継ぐ。

岐阜市

- 1 国際姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続するものとする。なお、現在柳津町のおこなっているサンダーベイ市との友好都市交流については、相手の意思等を確認し、合併後に調整するものとする。
- 2 国内姉妹都市・友好都市については、合併を行う旨を知らせ、相手の意思等を確認し、合併後に地域間交流等のありかたを含め、調整するものとする。

長崎市

外海町の姉妹都市提携は、長崎市に引き継ぐものとする。
野母崎町及び三和町の他の自治体との友好交流事業は、合併までに廃止する。

鹿児島市

- 1 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
- 2 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第10号

電算システム事業（協定項目第24-2号）について

電算システム事業（協定項目第24-2号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成15年12月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-2号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「電算システム事業」が協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、電算システム事業について確認した市 2市

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。
統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 1 号

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 8 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「広聴広報事業」が協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、広聴広報事業について確認した市 6市

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時までに調整するものとする。
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

堺市

堺市の例に合わせ、継続して実施する。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

4 その他

(1) 合併に関する国の動向について

(第27次地方制度調査会)

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」について

1 平成17年4月以降の合併推進について

(1) 平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進。

合併特例債など、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。

合併に関する障害を除去するための特例は、引き続き残す。

(例) 普通交付税の合併算定替え、地方税の不均一課税、議員の在任特例など

(2) 平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したときは、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講じる。

(3) 都道府県が市町村合併に関する構想を策定。合併に関するあっせん、勧告を実施。

構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎的自治体の規模・能力の充実を図るため、なお、合併を行うことが期待される市町村を対象。

- ・生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併
 - ・指定都市、中核市、特例市等を目指す合併
 - ・小規模な市町村に係る合併
- 等

構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安。

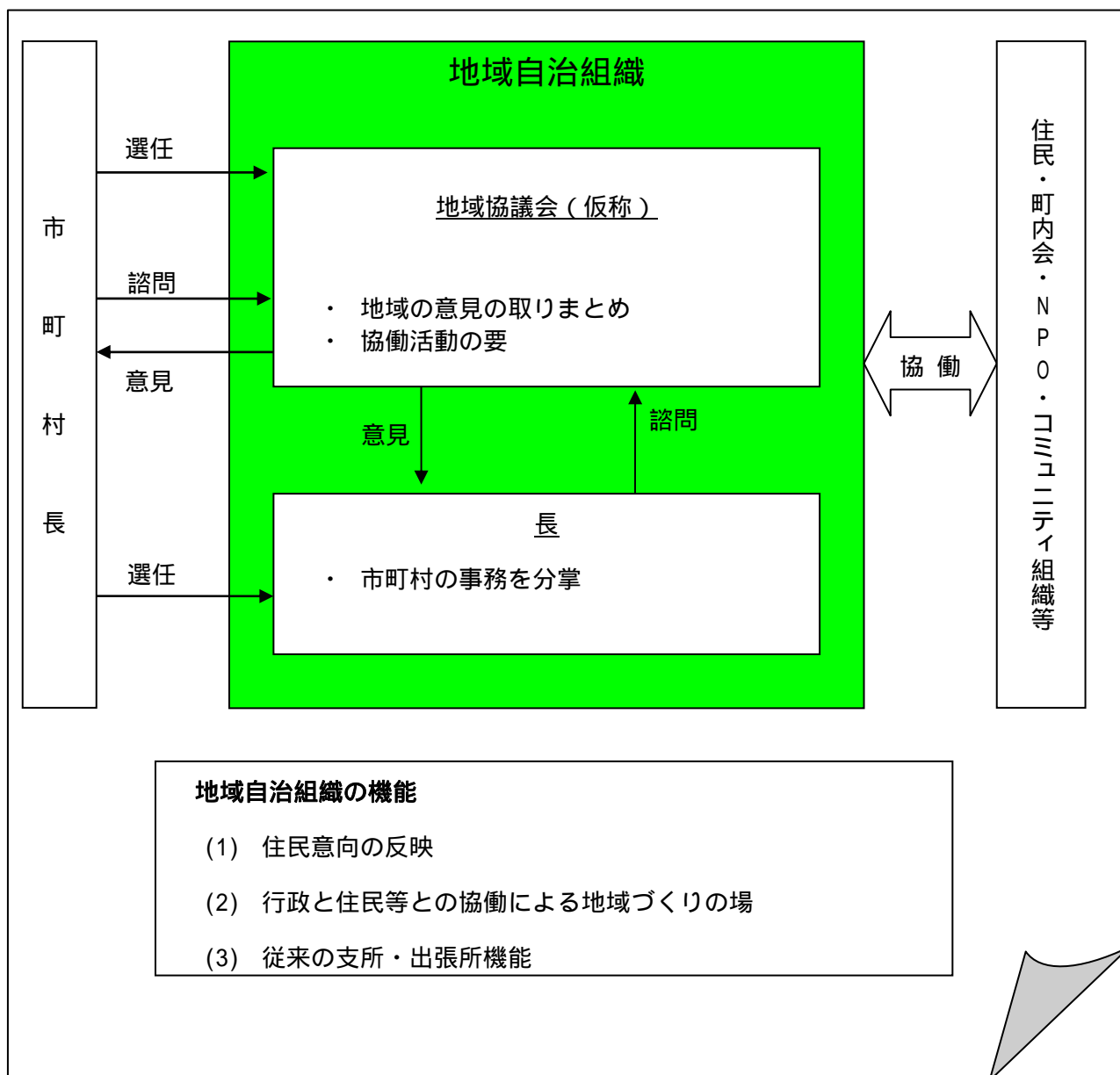
ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮。

2 地域自治組織について

(1) 基本的考え方

市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置することができることとすべき。

地域自治組織のイメージ



(2) 制度のポイント

必要と考える市町村が任意に設置できる制度（一般制度）として導入。合併市町村に限り、法人格を有するタイプ（特別地方公共団体）を、旧市町村単位に、合併後一定期間、設けることができる制度とする。

区域、名称、分掌事務の範囲などは、自主性を尊重。

公職選挙法による選挙は、導入しない。

- ・ 長は、市町村長が選任
- ・ 地域協議会（仮称）の構成員

【一般制度】

市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体など地域の多様な団体からの推薦や公募に基づき選任。

【特別地方公共団体（法人格を有するタイプ）】

合併協議で選出方法を決める。（公職選挙法によらない選挙、公募などを想定）

地域協議会の構成員は、原則として無報酬。

(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第7回会議

(ア)日時 平成16年1月16日(金)午後1時30分

(イ)場所 塩江町役場 2階 大会議室

イ 第8回会議

(ア)日時 平成16年2月中旬

(イ)場所 高松市役所 会議室